

休学

病気その他の理由により、2カ月以上授業に出席できない者は、休学を願い出ることができます。
また、病気等により修学が適当でないと認められたときは、研究科会の議を経て休学を命じられる場合もあります。

●休学の期間

1学期間（「休学願」）を授業運営課に提出した日～学期の末日）、または1年間

- ※休学期間は当該年度限りとします。
- ※期間が年度をまたがる場合は、改めて休学願を提出して許可を得なければなりません。
- ※休学期間は、在学年数には算入されません。
- ※休学期間は通算して2年を超えることはできません。
- ※当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、休学の手続きができません。

休学期間中でも学則に抵触する行為があった場合には、研究科会の議を経て退学を命じられることもあります。

●休学中の授業料

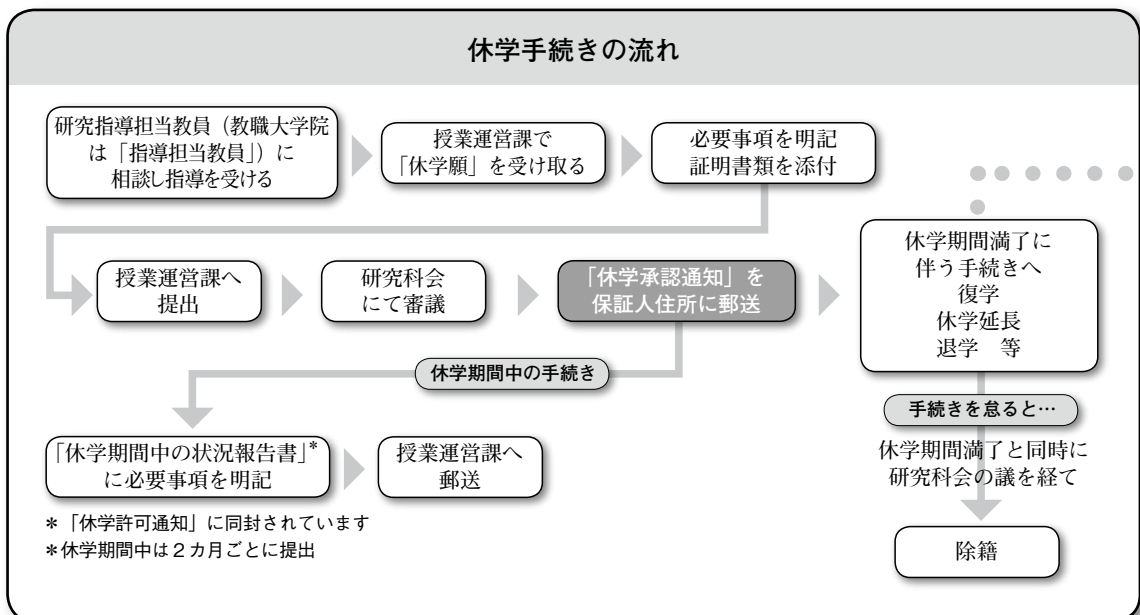
休学期間中は、所定の学費は徴収しません。

ただし、在籍料として当該年度の授業料・教育研究諸料および施設設備金の2分の1相当額を徴収します（休学開始の翌月から適用されます）。

●「休学願」の提出方法

受け取り場所	提出先	添付書類(*1)	提出期限(*2)
授業運営課	授業運営課	(1)「診断書」	1年間…6月15日
		(2)「渡航計画書」	春学期…6月15日
		(3)「研修先の受入れ許可証」 など	秋学期…12月15日

- (*1) (1)→病気による休学の場合
(2)・(3)→海外渡航による休学の場合
- (*2) 提出期限最終日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとなります。
提出期限以降の「休学願」は、原則として受け付けません。



●書き方見本

書類の作成日を記入

学生本人が自筆すること

保証人本人が自筆すること

休学理由(詳しく明記すること)

印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑(シャチハタ等)は使用不可。

復学

●復学の時期

休学期間終了日の翌日(各学期の始めから)

※復学した学期によっては、履修できない科目があります。

※復学後の履修や修了時期等については、研究指導担当教員(教職大学院は「指導担当教員」)の指導があります。

●復学した場合の学年

休学した期間	復学	学年
(1) 春学期のみ	当該学年の秋学期	翌年度は上級学年次生とする
(2) 秋学期のみ	上級学年の春学期	上級学年次生とする
(3) 春～秋学期	休学学年の春学期	休学時の学年に留める
(4) 秋～春学期	休学学年の秋学期	休学時の学年に留める

